

## 秋田県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価実施規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う福祉サービス第三者評価（以下「評価」という。）の実施について必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業の推進を図ることを目的とする。

### (評価の目的及び基本方針)

第2条 県社協が実施する評価は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質の向上と、利用者が適切にサービスを選択できるための客観的な情報とすることを目的として、社会福祉法第78条の趣旨に則り、公正・中立な立場で事業者を支援するとともに、事業の透明性の確保に努める。

### (評価の実施)

第3条 県社協は、秋田県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が定める評価基準、評価の手法及び公表等を遵守のうえ、別に定める「福祉サービス第三者評価の手法に関する規程」に基づいて評価を実施する。

### (評価の対象)

第4条 県社協は、次の各号に掲げる分野の評価を実施する。

- (1) 児童福祉法に規定する施設
- (2) 身体障害者福祉法に規定する施設
- (3) 知的障害者福祉法に規定する施設
- (4) 老人福祉法に規定する施設
- (5) その他、関係する法律に規定する施設

### (評価調査者)

第5条 県社協に、3名以上の評価調査者（以下「調査者」という。）を置く。

2 県社協の調査者は、推進委員会が定める調査者の要件に該当し、推進委員会が実施する調査者養成研修の受講修了者とする。

### (責任者)

第6条 県社協が実施する評価の責任者は、会長 三浦 廣巳とする。

### (評価料金)

第7条 評価の実施に伴う受審料は別に定める。

### (評価の中止に伴う評価受審料の返還)

第8条 災害等の特別な事情により評価が履行できなくなったときは、県社協は双方協議のうえ決定した金額を事業者に請求又は返還する。

- 2 事業者の都合及び契約違反により評価が履行できなくなったときは、県社協は評価の中止までに要した費用を事業者に請求する。また、既に収納している場合は、差し引いた金額を返還する。
- 3 県社協の都合により評価を履行できなくなったときは、県社協は事業者に対して評価受審料を請求することができない。また、既に収納している場合は、受審料の全額を返還する。

(研修)

第9条 県社協は、第三者評価機関として事業者及び利用者又は家族（以下「利用者等」という。）からの信頼を高めるため、調査者の資質向上に関する研修を継続して実施する。

(情報管理)

第10条 県社協は、別に定める「個人情報保護規程」及び「福祉サービス第三者評価に伴う守秘義務規程」に基づき、評価の実施に伴う情報の全般を管理し、事業者及び利用者等に関する情報が第三者に漏洩しないよう適切な管理を行う。

- 2 前項に規定にかかわらず、県社協は、緊急を要する事項（明らかな法令違反等により、事業者の利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があったときは、速やかに推進委員会並びに監督行政機関等に当該事業者や利用者等に関する情報を提供する。

(苦情対応)

第11条 県社協は、事業者及び利用者等からの評価に関する苦情等に対して、苦情受付相談窓口及び担当者を設置して適切かつ迅速に対処する。

(推進委員会への報告)

第12条 県社協は、評価を行い結果が確定した後、評価を実施した詳細（事業者名、担当調査者名、評価に要した期間及びスケジュール等）について、推進委員会に報告するものとする。

- 2 県社協は、推進委員会に対して、毎事業年度終了後1か月以内に、推進委員会が定める「評価事業実績報告書（様式8）」により、評価の実績を報告する。

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月20日から施行する。